

横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

指定管理者選定委員会

審査報告書

令和4年8月

## 1 経緯

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスの第3期指定管理者について、横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類及び面接による審査を実施し、この度、指定候補者を選定しましたので、結果を報告します。

## 2 選定対象施設

横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

## 3 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会

委員長 吉永 崇史（横浜市立大学学術院国際総合科学群教授）  
委員 伊藤 元秀（栄区青少年指導員協議会会長）  
委員 内田 克己（上郷町内会会長）  
委員 本田 桂子（栄区民生委員児童委員協議会会長）  
委員 山上 敏子（税理士）

## 4 指定候補者選定の経過

経過項目	年月日
第1回横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会 (傍聴者:2名)	令和4年4月14日(木)
公募要項の配布(ホームページにて公表)	令和4年5月9日(月)～7月1日(金)
応募説明会及び現地見学会の開催	令和4年5月18日(水)
公募要項に関する質問受付(質問なし)	令和4年5月19日(木)～5月31日(火)
応募書類の受付(2団体)	令和4年6月27日(月)～7月1日(金)
第2回横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会 (傍聴者:0名)	令和4年8月9日(火)

## 5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市上郷矢沢コミュニティハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において応募者からの提案説明及び選定委員による質疑を行いました。

審査点数は評価基準項目に従って、各委員155点を満点で採点し、出席委員全員の合計を応募者の得点として得点の高い順に順位をつけることにしました。

なお、応募が1団体であったとしても、加減点項目を除く委員の総合計点の6割を最低基準点とし、最低基準を満たさない場合は選定されないこととしました。

<評価基準項目及び配点>

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・横浜市(区)防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設及び設備の維持管理計画、長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (15点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・コミュニティハウス自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。(5点)
7 効率性 (25点)	7-1	・施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)
	7-3	・運営の効率化等により、指定管理料を適切に執行しているか。(10点)
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・横浜市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
9 団体の資質・実績 (10点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)
	9-2	<p><b>【加点項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募団体は、市内中小企業等(次の①～③)であるか。(5点)</li> <li>① 市内中小企業</li> <li>② 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者</li> <li>③ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体</li> </ul> <p>※②の場合は、代表団体が市内中小企業等であること</p>
10 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 (10点)	10-1	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)(5点)

	10-2	・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。（自主事業計画含む。）（5点）
--	------	---

## 6 応募者の制限

応募者（代表団体及び構成団体）について、応募書類の受付時に、公募要項に定める「応募者の制限」に該当しないことを確認しました。

### 7 応募に関する事項

#### (4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市市における入札の参加資格を制限されていること
- イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 7 応募者（計2団体）

- ・特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
- ・さかえ de つながるアート

## 8 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の応募者を指定候補者、次点候補者に選定することに決定しました。

- ・指定候補者：特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
- ・次点候補者：さかえ de つながるアート

応募者名	得点
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会	521点／620点
さかえ de つながるアート	391点／620点

## 9 審査得点

### <特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会>

項目・配点（点）	A委員	B委員※	C委員	D委員	E委員	合計
1 基本条件の理解度（10）	8	-	8	10	10	36
2 公平性（10）	8	-	8	10	10	36
3 安定性・安全性（25）	21	-	20	20	25	86
4 運営の実施効果（15）	12	-	12	12	12	48
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組（20）	14	-	16	16	16	62
6 効果的な自主事業展開（20）	17	-	16	16	16	65
7 効率性（25）	18	-	20	20	23	81
8 積極性、意欲（10）	8	-	8	10	10	36
9 団体の資質・実績（10）	9	-	9	10	10	38
10 新型コロナウイルス感染症等に係る対応（10）	8	-	8	8	9	33
合計	123	-	125	132	141	521

### <さかえ de つながるアート>

項目・配点（点）	A委員	B委員※	C委員	D委員	E委員	合計
1 基本条件の理解度（10）	6	-	6	8	8	28
2 公平性（10）	6	-	6	6	10	28
3 安定性・安全性（25）	10	-	15	15	18	58
4 運営の実施効果（15）	8	-	9	9	11	37
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組（20）	4	-	12	12	14	42
6 効果的な自主事業展開（20）	10	-	12	12	15	49
7 効率性（25）	14	-	15	15	21	65
8 積極性、意欲（10）	6	-	6	8	8	28
9 団体の資質・実績（10）	8	-	8	7	7	30
10 新型コロナウイルス感染症等に係る対応（10）	5	-	6	6	9	26
合計	77	-	95	98	121	391

※B委員 欠席

## 10 審査講評

### (1) 特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

栄区内のコミュニティハウス運営実績があり、施設の設置目的や地域特性を適切に理解しており、利用機会の公平性や安全性、多様な自主事業などバランスの良い事業提案が評価された。

### (2) さかえ de つながるアート

本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極的な事業提案が評価された。

一方で、団体の財務状況が業務遂行上問題のないものであるかという点で得点が伸びなかった。

## 11 総評

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会が行った提案内容は、各項目において、概ね評価できる内容であった。第3期の指定管理者候補者に選定するにあたって問題がないものと判断した。

さかえ de つながるアートは積極的な提案内容に一定の評価を得られたため、次点候補者として選定した。